



## 賃金未払いに対する六億六千万円損害請求裁判 早期結審―不当判決を許さず何としても勝訴を！

### 拙速裁判を求める南労会

一月十三日、賃金未払いに対する六億六千万円損害賠償請求裁判の第十回口頭弁論が開かれました。昨年十二月二十一日、和解交渉決裂後はじめての弁論であり重要な闘いでした。朝の裁判所前ビルまき、三菱東京UFJ銀行前街宣、弁論傍聴と多くの皆さんにご結集頂きました。厚く御礼申し上げます。

一月十三日、賃金未払いに対する六億六千万円損害賠償請求裁判の第十回口頭弁論が開かれました。昨年十二月二十一日、和解交渉決裂後はじめての弁論であり重要な闘いでした。朝の裁判所前ビルまき、三菱東京UFJ銀行前街宣、弁論傍聴と多くの皆さんにご結集頂きました。厚く御礼申し上げます。

した。ここで「大活躍」しているのが裁判官上がりの代理人・渡邊弁護士です。十三日の弁論提出の準備書面(5)で、南労会・渡邊弁護士は、自らは新たな主張を持ち出しながら、「いつまで主張を出しあっても切りが無い。

人証に入って」と催促、裁判官も呼吸をあわせて、組合に「次回、最後の主張と人証申請を」と促しました。南労会は和解交渉の過程で裁判官を取り込み、組合側敗訴を確信したのか、早期判決をデコに刑事罰をすり抜け、組合攻撃を激化させる方針で構えなおしてきたと思われま。

### 賃金は労働者の唯一の生活の糧

南労会の新たな主張は、「組合側の過大な請求が妥結を困難にしている」というものです。当初、南労会は「蒸し返し裁判」だから棄却せよ、この主張だけで十分としてきました。その後は撤回、事実無根の誹謗中傷も含めて、「妥結できないのは組合のせい」論を展開、今回、その中に過大請求

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

論を追加してきたわけ  
です。

組合側の請求は、①南  
労会が一円も支払ってこ  
なかった一九九〇年代の  
十三回の一時金と五回の  
賃上げ分、約二億六千万  
円、②在職組合員に対す  
る法廷利息五%、被解雇・

退職組合員に対する遅延  
損害金十四・六%、③原  
告組合員と港合同・同南  
労会支部に対する慰謝料

**違法の積み重ねと新たな減額条件「一時金査定」**

しかも私たちは訴え続  
け、その結果、出された  
全ての命令と判決を積み  
上げれば数十件。南労会  
が従えば問題はとくに  
解決したのです。

です。三四名の組合員に  
対して、かくも多額の賃  
金を十二年〃二〇年にわ  
たり未払いのまま放置し  
てきた南労会の驚くべき  
犯罪性。六億六千万円は  
決して過大請求ではあり  
ません。

問題になっているのは  
労働者の唯一の生活の糧  
である賃金です。正に死  
活問題、命に関わる根本  
的な権利の問題なのです。

南労会は、初審命令不

履行↓中労委命令不履行

↓緊急命令不履行(東京

地裁)↓過料制裁決定↓

国に五〇〇万円納付↓確

定判決不履行という経過

を辿り、刑事罰対象とな  
り、事件は大阪地検に係  
属しています。二〇〇七  
年九・二六高裁判決も無  
視しました。

事ここに至っても妥結  
が成立しないのは、南労  
会が「確定判決に従い一  
時金の減額三条件を撤回  
する」と言いながら、新  
たに一時金「査定」によ  
る減額をもち出し、基準・  
方法・具体的計算式・結  
果の額の全てについて  
「団交事項ではない、機  
密事項、教えない」とい  
う態度をとっているから  
です。

一〇年以上も遡って  
「査定」とは何事か?!

まとめると次の通りです。

【一九九一年八月の労働

時間の一方的変更を不当

とし、組合員は従来勤務

時間で就労を続けた。南

労会は賃金カット・一時

金未払い等で報復。一九

九七年七月府労委は全面

救済命令を出した。組合

員は従来勤務時間を続け

た。中労委、行政訴訟一

審も救済命令を維持した。

しかし二審東京高裁は命

令を取消し、二〇一〇年

二月不当判決が確定した。

南労会はそれに飛びつき、

従来勤務時間での就労を

「違法争議だから一時金

を査定(最大ゼロ)」と

言い出した。即ち、南労

会はこの日まで有効に存  
在した労委命令を履行し

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

ない違法状態を続けた挙句、命令の否定に飛びつ

いて、新たな妥結妨害を始めたのである。」

「債権債務不存在条項」で妥結妨害

さらに若杉は、二〇一年三月三〇日以降、協定書に「債権債務不存在条項」を入れることを条件にするという妥結妨害も始めました。一時金算定の基礎額となる月次の賃金額に関わるのですが、組合は九・二六判決を裏づけに、賃上げの「妥結月実施条項」撤回を求めています。即ち、南労会

う新たな条件を持ち出してきたので、撤回して遡及実施した賃上げ額を支払えと請求しているのです。南労会の「債権債務不存在条項」の固執は、組合に、一時金反映分を含めた過去の賃上げ額請求の放棄を強制するものなのです。このようにして南労会は執拗に妥結妨害を続けています。

南労会の過大請求論

は一九九五年、組合が過去の未妥結賃上げ回答に対して妥結通告を行った途端、妥結月実施Ⅱ賃上げを遡及実施しないとい

準備書面(5)で、南労会は違法な手段で入手した情報、事実無根のデ

マ、憶測と偏見をチャンネルにして、転倒した論理と荒唐無稽な説を展開しています。

いわく「組合は金融機関から勝手に借金をし、返済原資のあてが南労会しかないので多額の請求を吹っかけてきた」「闘争費用、専従費用まで請求」「戦勝国が敗戦国に対し、戦費の支払いを要求するのに等しい非常識なもの。南労会は組合との戦争に負けたとは思っておらず要求を拒むのは当然」「組合は診療所乗っ取りを初め、南労会を徹底的に攻撃」「南労会は、倒産に追い込まれた他企業二十三社とは異なり、

港区内で唯一港合同と四つに組んで苛烈な攻撃に耐えて防御し、倒産を免れたとはいえ、満身創痍。過大な要求に応える意志も能力もない」「組合は違法禁止決定を無視し、新年早々若杉自宅周辺に名誉毀損ビラをまき、マ

イク街宣など違法組合活動：依然強硬」、「その意図は対南労会対策に留まらず、金融機関に担保権等実行をさせないよう圧力をかけること」「原告ら個人は、すでに賞与の支払を受けたとの認識であり、本訴に何の関心もない」などなのです。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

### 本末転倒、居直り強盗の理論

都合よく「加害者」を理です。

「被害者」に描きあげた本末転倒。争議解決責任を負う者が、争議を戦争、労働組合を敵叩き潰す対象とみなしている事実。「倒すか倒されるか」の意識で組合を攻撃していると自ら表明しているわけです。

ここには賃金支払い義務を負う使用者という自己認識は片鱗もありません。自ら違法に賃金支払いを拒否して労働者を借金生活に追い込みながら「過大請求の不当訴訟だ」と難癖をつけているのです。正に居直り強盗の論

理です。しかも第三者が知りえない金融機関に関わる情報の記載は、違法な情報収集、スパイ活動を行ったことを自ら暴露するものです。非法手段を使った組織の財政事情への不当介入、団結自治の権利の侵害であり到底許せません。それを書面にして裁判所に提出するなど、弁護士適格性さえ疑わせる事態です。裁判官は若杉・渡邊弁護士から「何を言っても受け止めてくれる」と思われている証拠でもあり、裁判所そのものが問われる問題

です。

### 厳しい制裁が必要

私たちが被ってきた経済的・精神的・物理的損失、被害、団結権侵害はかり知れません。港合同の指導と支え、地域と全国の仲間の支援によって、支部組合員が今まで路頭に迷うことなく誇りをもって生き闘ってこられたことができました。若杉らはこの港合同の労働者精神の大きさと力の上に乗って賃金未払いへの罪悪感と良心を喪失させ、

居直り強盗の感覚に陥ってきました。準備書面(5)の恥も外聞もない文章は若杉らの本質、本性を自らよく語っています。

長期間にわたる悪質な犯罪行為に対して、被害者である私たちは法の基準に基づく正当な賠償を請求しています。「不当労働行為も賃金未払い(実質は踏み倒し)もやっただが勝ち」という状態を容認されている南労会に厳しい制裁が必要です。

### 新たに中労委命令

和解交渉決裂の当日、十三回の一時金未払いに

ついて、中労委から再び三度の救済命令が届きま

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

した。行政裁判で確定した命令が切捨てた一九九一年年末一時金も含めた十三回の一時金未払いに対する救済命令です。二〇〇七年五月九日に出された府労委全部救済命令を不服として、南労会が行った再審査申立てをキッパリと棄却する内容です。私たちの請求の正しさを裏付けるものです。裁判官の無視を許さない闘いをやっていきます。

#### 賃金未払いで粉飾決算

若杉は、「会計法上、問題ないから」と未払い賃金を会計処理せず、粉飾決算に利用してきました。そして違法門前調剤

#### 労働者権利の根本を問う裁判

本裁判は原告の生活と権利の問題に留まらず、賃金、団結権など労働者の根本的権利と労働法制全体の行方をかけた裁判

みたいになじ曲げ、誹謗・否定する不届き者も懲らしめなければなりません。橋下・維新による団結権と生存権破壊への反撃にも連なる闘いです。

裁判の流れを変え、勝利判決をもぎり取るために、今後、様々な行動を提起させて頂きます。法

#### 合同旗びらき、なごやかに開催

一月二七日、プリマハム労組関西支部と南労会支部の合同旗びらきが行われました。六〇名近い仲間の皆さんにご参加頂き、両組合への暖かい激励を受け、とりわけ南労会闘争に対しては「今年こそ勝利を！」の檄を飛

廷内外の闘いには是非とも力を結集して頂きますようお願い致します。

次回弁論へのご結集もよろしく願います。

三月九日(金)  
午前十一時三〇分  
地裁六一〇号法廷

ばして頂きました。今年も恒例のビンゴゲームと当選者の自己紹介やアツピール。楽しく和やかに連帯と決意を確認しました。大変ありがとうございました。

【南労会支部】

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！